附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中関税法施行令附則の改正規定、第三条及び第四条の規定並びに第七条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第四七号の二の次に一号を加える改正規定　令和二年十月一日

二　第七条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号ト の改正規定（「第四〇号まで」の下に「、第四〇号の三」を加える部分に限る。）　令和三年一月十七日

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十九号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「における」を「（附則第一条の三第五項及び第六項において単に「事故発生日」という。）における」に改める。

第六条の二第二項第一号中「十六万五千百五十円」を「十六万六千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七百九十円」を「七万二千九百九十円」に改め、同項第三号中「八万二千五百八十円」を「八万三千四百八十円」に改め、同項第四号中「三万五千四百円」を「三万六千五百円」に改める。

附則第一条の三第五項及び第六項中「百分の五」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、一九八円」を「六、二四五円」に、「七、九五五円」を「八、〇〇三円」に、「九、五八〇円」を「九、六〇八円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、二二五円」を「五、二六三円」に、「六、二〇三円」を「六、二四〇円」に、「六、八八〇円」を「六、九〇〇円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3　改正後の別表の規定は、平成三十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　安倍　晋三

電気事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十号

電気事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十七号）の施行に伴い、及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（電気事業法施行令の一部改正）

第一条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項中「第百六条第四項」を「第百六条第六項」に改め、同項第二号中「第二十七条の三十一第一項」を「第二十七条の三十第一項」に改め、同条第四項中「第百六条第四項」を「第百六条第六項」に改める。

第二十七条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十二条の二から第二十三条の三まで、第二十三条の四第一項」に、「及び第二項（法第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第一項」を「、第二十七条の二第一項」に改め、「第四項まで」の下に「、第二十七条の十一の二から第二十七条の十一の六まで」を加え、同条第二項第二号中「第百六条第五項及び第百七条第五項」を「第百六条第七項及び第百七条第六項」に改め、同条第三項の表第二号中「第六条第二項第五号」を「第六条第二項第六号」に改め、同表第十一号中「第二十七条の三十一第一項」を「第二十七条の三十第一項」に改め、同表第二十八号及び第二十九号中「第百六条第四項」を「第百六条第六項」に改め、同表第三十号及び第三十一号中「第百七条第三項」を「第百七条第四項」に改め、同表第三十二号中「第百七条第四項」を「第百七条第五項」に改め、同表第三十三号中「第百七条第六項」を「第百七条第七項」に改める。

（電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令の一部改正）

第二条　電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令（平成二十七年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「附則第十六条第三項」を「附則第十六条第四項」に改め、同条の表第七条第二項の項、第七条第四項の項、第十五条第一項の項、第十六条第一項の項、第十六条第三項の項及び第六十六条の十第一項第六号の項中「旧供給区域」を「指定旧供給区域」に改める。

第四条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第七条第一項中「附則第十六条第三項」を「附則第十六条第四項」に改め、同条第四項の表第一号中「旧供給区域」を「指定旧供給区域」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　安倍　晋三